

皆で守ろう 豊かな大地

No.123

大潟土地改良区広報

令和6年12月2日発行



水土里ネット大潟

題字：松雪 照美 理事



パイプライン化工事が進むF2幹線用水路

土地改良区概要	受益面積	組合員数	理事	監事	総代
	11,764.8ha	1,257名	12名	3名	101名

編集・発行

大潟土地改良区

南秋田郡大潟村字中央3番地9 FAX(0185)45-2412
URL <http://member.ogata.or.jp/~dokai/> E-mail dokai@ogata.or.jp

● 総務課 TEL(0185)45-2118

● 事業課 TEL(0185)45-2523

● 定額助成 (暗渠・区画) TEL(0185)47-7800

● 多面的機能支払 (農地・水) TEL(0185)22-4550

LINE公式アカウント



@646uzyom

臨時総代会

第125回

今野理事長 挨拶



総代の皆様方におかれましては、稲刈りも始まり、大変ご多忙の中、第一二五回臨時総代会にご出席いただき感謝申し上げます。また、日頃より土地改良区の業務運営に特段のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

新聞等マスクミ報道を通じてご承

知かと思いますが、農政の憲法とされる食料・農業・農村基本法が今年五月に改正されました。大きな特徴は、国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心とし、新たに「環境と調和のとれた食料システムの確立」を理念として位置付けたことです。特に、「食料安全保障の確保」については、国内の農業生産の増大を図ることを基本としつつ、食料の安定的な輸入や備蓄の確保を図ること、農業

生産の基盤等の確保の重要性に鑑み、供給の維持を目的とした輸出の促進を図ること、そして食料の合理的な価格形成を以て食料の持続的な供給を確保するよう、新しく規定しております。また、この基本法改正を踏まえた土地改良法の改正も検討されているとの事で、今後農政が大きく変わる事が予想され、動向に注目する必要があります。

さて、今年用の排水についてはですが、六月末から本日まで四回の取水停止を実施しました。村内の農作物は水稲の他、小麦や大豆、高収益作物のカボチャやタマネギ等の畑作物も作付けされており、これらの作物に被害が生じぬよう、県基幹施設と連携しながら用排水の管理を行っております。県基幹施設では天気予報をもとに、事前排水や土地改良区への取水停止の協力を要請するわけですが、予報が一〇〇%的中するとは限らず、組合員の皆様から苦情を承ることもあります。近年は局地的豪雨も多く、ピンポイントで事前に正確に天気を予測する事が困難となっておりまして、また、災害が見込まれる場合には、最大の被害を想定し行動する事が災害予防の基本であります。この基本をもとに用排水の管理を行っている事に、組合員の皆様方のご理解をお願い

致します。取水停止や再開の情報については、今年度よりLINEの公式アカウントを開設し提供しておりますので、未登録の方は是非とも今後追加登録していただくようお願い致します。

次に土地改良区の主な事業についてですが、令和五年度の国営事業は計画通りに終了し、六年度事業は春の総代会で申しあげた通り実施される見込みです。ところが、物価上昇の影響で総事業費が九四億六、三〇〇万円増え、五八二億六、三〇〇万円となりました。農家負担は二億四、六〇〇万円増え、現時点では一三億七、八〇〇万円の負担額となっております。現在、国営かんがい排水事業負担金、一〇アール当たり年二四一円は、今後五七円増の二九八円となる見込みですが、六年度の決算を見極めながら経常賦課金も併せ、充分に精査の上、次回の総代会に提案したいと思っております。

県営事業については、国営附帯県営事業として国の工事の進捗に併せA1-1の小用水路四路線とA1-4の小用水路六路線を七年度以降十一年度までに九億三、〇〇〇万円でパイプラインに改修する予定と巨額の費用を要する事業であります。これらの事業により完成する土地改良施設は、次世代に誇り

を持って引き継げる施設でなければならぬ事を常に意識しながら、将来に禍根を残す事が無いように、しっかりと事業を推進していく所存です。

また、土地改良区では十年程前から南北排水機場への電力供給のために風力発電を計画し、関係機関に設置を要請してきたところ、漸く今年度、農水省で風力発電の導入についての調査をすることに、明るい兆しが見えてきたところで、実現までにはまだまだ時間を要すると思いますが、早期実現に向け今後とも要望活動を続けることは勿論、併せて運営基盤の強化のため、補助事業の導入や業務の効率化を図り、組合員の負担軽減となるよう、役職員一丸となり取り組んで参りますので、引き続きご支援くださるようお願い申し上げます。

結びに、この度JA全農あきたは、あきたこまちの仮渡金を、前年比四、七〇〇円高い、一六、八〇〇円と決定しました。作物も「やや良」と久々の嬉しいニュースで、心躍る稲刈りになると思いますが、くれぐれも事故や怪我も無い豊稔の秋となることを祈り、開会の挨拶と致します。

本日は、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

来賓祝辞

大潟村長 高橋浩人



第一二五回臨時総代会が無事に開催されましたことを心からお喜び申し上げます。また、先の村長選で再選させて頂き引き続き四年間皆さんと共に頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

理事長からお話がありましたように、国営事業の事業費が九〇億円増えて五八〇億円程になりました。先週、国の方に挨拶を兼ねて行ってきました、財務大臣政務官の進藤先生にも行ってきたところです。それぞれの事業費が増えていく中で、同じ予算配分であれば事業期間が延びてしまいますし、今現在大潟村の国営事業においては、当初見込んでいた予算配分がなされていない状態であります。財務省の方からもしっかりと予算をつけて欲しいとお願ひして参りました。今の物価高騰を踏まえると、事業費が膨らむのはやむを得ない状況なので、事業期間内に国営事業が終わることを要望してきたところです。また、農林水産省農村振興局整備部長の緒方様とも同じ話をしてきました。引き続き理事長とも連携しながら、国営事業の推進には最大限一緒に取り組んでいきますので宜しくお願ひします。

また、経営局長の松尾様とは米の状況について意見を交わし、米価が上がっている中で二二、〇〇〇、二四、〇〇〇円という話も現実にあるわけで、国の方では、こうした米価高騰の反動が消費減に繋がってしまうことを心配していました。村でも主食用米と加工用米を合わせて、しっかりと消費の継続的な繋がりを保ってきたいと思えます。農家の皆さんにおいては、次年度の作付けにおいても長期的な視点を持って、それぞれの取引をされている方針作成者と連携して取り組んで頂ければと思っております。

村ではオーガニックビレッジ宣言として有機農業の拡大を進めているところです。有機農業の採択を受けるまで三年かかるわけですが、認定を受けるまでの期間、支援をしているところです。一年目については一〇アール二万円の補助金が国から出て、二年目については交付金を活用し、村単独で二万円を支援します。三年目から有機認定となりますので、そうすると有機としての販売も出来まます。そうした途中経過の支援もしながら、是非有機栽培の拡大を図っていければと思っております。また、除草機の改良も進んで

きており、昔とは大分違ってきております。関心のある農家さんは勉強をする機会も今後設けていきますので、関心を持って取り組んで頂ければと思えます。

スマート農業関連も国でスマート農業促進法というものができ、農業者等が連携して取り組む事業を支援するという事で、直接的な補助金はメニューにありませんが、そうした認定を受けていると、各種補助金を使いやすい形になります。また減税の対象にもなりますので、そうしたものも有効に活用し、活かしていければと思っております。理事長も話していましたが、農業基本法も変わり農業基本計画も策定され、この五年間集中的な事業の見直し期間とするようです。そうした情報も皆さんにお伝えしながら、大潟村での農業をより良い状況にしたいと思っております。

今年はいり量も良さそうですし、米価も上がっているので徐々に良い出来秋も期待できますように祈念して私の挨拶とさせて頂きます。

本日は、誠におめでとうござります。



八郎湖の豊かな恵みを 次世代へ引き継ぐために

秋田県生活環境部八郎湖環境対策室

室長 大石 勝

大潟土地改良区の皆様には、日頃より八郎湖の水質保全対策について、多くのご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。また、大潟村創立六十周年、誠におめでとうございませう。

昨年四月に八郎湖環境対策室長に就任し、二年目となります。私は、八郎湖流域の五城目町出身で、大潟村は学生時代に二年間学んだ地でもあり、懐かしさとともに、責任の重さを感じながら業務にあたっております。

さて、八郎湖ですが、平成十九年に指定湖沼へ指定されてから十八年目を迎え、現在、第三期湖沼水質保

全計画に基づき、農地からの濁水流
出削減等の発生源対策などの取組を
進めており、湖内へ流入する汚濁負
荷量は減少してきております。一方、
水質については、一部改善の兆しは
見られるものの、気温や降水量等に
左右される部分もあり、大幅な改善
には至っており、横ばい傾向での
推移が続いております。

このため、引き続き、各種対策を
継続・強化しながら取り組んでいく
こととしており、今年度から策定を
行っている第四期計画については、
これまでの対策の効果等を検証し、
専門家等の意見を幅広く取り入れな
がら、より実効的な対策などを盛り

込めるよう検討を進めております。

大潟村は、全域が湖沼法に基づく
「流出水対策地区」に指定されてお
り、水質保全型農業等の推進、多面
的機能支払交付金等と連携した水質
保全活動等を推進していただいてお
り、皆様の日頃からのご努力に感謝
申し上げます。

しかしながら、八郎湖に流入する
汚濁負荷の約四割が水稻栽培に由来
するものであり、特に、代かき期の
水田からの濁水を抑えることが必須
であります。農業排水負荷の削減に
向け、無代かき栽培やGNSS自動
操舵田植機等による無落水移植栽培
などの取組について、流域全体への

普及拡大が図られるよう、引き続き、
皆様の率先した取組を期待しており
ます。

また、現在実施中の国営かんがい
排水事業とも、より緊密に連携しな
がら、水質保全対策に取り組んで参
ります。

県としましては、八郎湖の長期ビ
ジョンである「恵みや潤いのある
わがみずうみ」の実現を目指し
て、その実現に向けた道筋や取組等
の検討を行いながら、関係機関や団
体等の皆様と連携して対策を進めて
いきたいと考えておりますので、今
後ともご理解とご協力をよろしくお
願いたします。



ご挨拶

秋田県秋田地域振興局農林部農村整備課

課長 渡辺 亮

大潟土地改良区組合員の皆様には、日頃から農業施策の推進に格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

また、大潟土地改良区におかれましては、八郎潟の干拓により日本の

モデル農村として誕生して以来、昭和四十八年の創立から半世紀の長きにわたり、広大な農用地保全並びに用排水の管理及び農業水利施設等維持管理を担ってこられ、これまでの尽力に対し、深く敬意を表します。

私は、この四月から、秋田管内の農業農村整備事業を所掌する農村整備課長を務めさせていただいております。琴丘町（現三種町）の出身で、平成六年に農業土木職として採用され、秋田管内は三度目の勤務となり

ます。前はは県営農業水利施設長寿命化対策支援事業を担当させていただき、村内の広大な農地に圧倒されつつも、用水路の精度管理の緻密さに水管理の重要性を改めて認識させられたところでもあります。

秋田地域振興局の主要施策では、管内の広大な農地をフルに活用して、食料供給を担っていく農業の実現を目指し、複合型生産構造の確立に向けたほ場整備の推進を掲げ、重点的に推進しているほか、基幹的な農業水利施設である揚排水機や幹線用排水路等の整備により、安定的・効率的な農業用水の確保や排水改良など農業生産の基盤となる水利条件の改善を図ることを計画的に推進しています。

更には、多面的機能支払交付金の資源向上支払等の活用のほか、大潟土地改良区が積極的に取り組んでいる農地耕作条件改善事業によるスマート農業（自動操舵システム）の

推進、区画拡大、暗渠排水、排水路の更新に加え、園芸施設の整備では、関係部局との連携を図り、力強く後押ししてまいります。

さて、現在、大潟村では、国営かんがい排水事業「八郎潟地区」が進められております。また、令和六年四月には、附帯する県営かんがい排水事業「八郎潟第一地区」が採択となり、令和七年度からの工事に向けて、現在、A1-4系統ブロックの小用水路のバイブライニング化の設計（実施測量設計、境界測量）を進めてお

ります。これらの事業により、末端までの用水の安定供給と八郎潟の水質保全に資することを期待するものです。

こうした取り組みの推進には、地域の中心的存在である大潟土地改良区及び関係者の皆様のご理解が不可欠であることから、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

結びになりますが、私たち農村整備課では、県営かんがい排水事業八郎潟地区の推進を中心に、全力で農業農村整備事業に取り組んでまいりますので、今後ともよろしく御願い申し上げます。

第125回

臨時総代会報告

第一二五回臨時総代会は令和六年九月九日、サンルーラル大潟で総代八十三名出席（出席三十七名、書面議決権行使書四十六名）のもとに開会、理事長挨拶に続き、ご来賓の大潟村高橋村長の祝辞をいただいたあと、議長に大潟村の松本正明総代を選任し議事が進められ、提案された議案を原案どおり可決し閉会しました。

議案一覧

- ◎議案 第一号
令和五年度事業報告について
- ◎議案 第二号
令和五年度一般会計収支決算について
- ◎議案 第三号
令和五年度財産目録について
- ◎議案 第四号
大潟土地改良区規約の一部改正について
- ◎議案 第五号
大潟土地改良区会計細則の一部改正について
- ◎議案 第六号
令和六年度一般会計（第一回）補正予算について



① 土地改良施設の維持管理

土地改良施設の維持管理については、施設管理規程に基づく補改修を行い用排水の調整について、水管理人・水系委員会並びに八郎潟基幹施設管理事務所と連携を密にし万全を期した。

(1) 維持管理すべき土地改良財産及び支出の状況

種 目	施 設 名	施 設 規 模	令和5年度支出額 (円)
樋 門	用 水 取 入 口	19箇所	13,686,673
水 路	幹 線 用 水 路	93.7km	11,153,141
水 路	小 用 水 路	450.3km	64,704,565
水 路	支 線 排 水 路	108.6km	8,546,796
水 路	小 排 水 路	520.7km	26,059,626
農 道	農 道	435.7km	693,847
用 水 管 理			21,817,778
調 査			1,372,074
計			148,034,500

② 工事施工の状況

(1) 本年度工事の工程及び施工方法

維持管理事業

- イ 用水取入口については、計画水量を確保するとともに、通常維持管理（機器点検、整備等）を13,686,673円にて行い機能維持に万全を期した。
- ロ 幹線用水路については、用水路の補改修工事等を11,153,141円にて行い機能維持と用水確保に努めた。
- ハ 小用水路については、用水路の補改修工事、布設替等を64,704,565円にて行い機能維持と用水確保に努めた。
- ニ 支線排水路、小排水路については、排水路整備や雑木処理等を34,606,422円（支線排水路8,546,796円、小排水路26,059,626円）にて行った。
- ホ 農道については、トラクターによる堤防等入口・排水路隣接農道草刈等を693,847円にて行った。
- ヘ 用水管理については、用水路沿草刈作業の他、水管理人8名を雇用し用水の円滑な配水に努め21,817,778円にて行った。
- ト 調査については、小用水路測量作業及び排水路調査等を1,372,074円にて行った。

③ 農業基盤整備促進事業等の状況

水田の区画拡大や暗渠排水整備等の基盤整備を農業者の自力施工等を活用し、迅速かつきめ細かな農地・農業水利施設等の整備を実現し、生産効率の向上と農業競争力の強化を図るための団体営事業を実施しており、その内訳は次のとおりである。

年 度	令和5年度	
事業量	区画拡大	45ha
	暗渠排水	288ha
	排水路更新	910m
	GNSS田植機用自動操舵システム	45台
事業費	599,865,500円	

④ 八郎潟干拓基幹施設維持管理事業（国営造成施設県管理費補助）の状況

国営八郎潟干拓事業で造成された農用地に農業用水を供給し、中央干拓地からの排水並びに八郎湖の淡水化を行う為の基幹施設の維持管理事業を継続実施している。

地区名	八郎潟
対象施設	防潮水門、南部排水機場、北部排水機場、方口排水機場、浜口機場、幹線排水路
令和5年度事業費	738,000,000円（R4繰越28,000,000円含む）他に65,000,000円を次年度へ繰越
負担割合	国40%、県30%、地元30%
令和5年度分担金	208,008,874円（R4繰越明許8,400,000円含む）他に19,500,000円を次年度へ繰越

⑤ 水利施設等保全高度化事業（基幹水利ストックマネジメント事業）の状況

国営事業で造成された土地改良造成施設において、機能保全計画を策定し、その計画に基づき保全対策工事を実施している。

地区名	八郎潟1、八郎潟2、八郎潟3
対象施設	防潮水門（遠隔操作設備）、南部排水機場（1号～3号、5号ポンプ）、北部排水機場（運転支援設備）
令和5年度事業費	304,000,000円（R4繰越230,000,000円含む）他に160,000,000円を次年度へ繰越
負担割合	国50%、県29%、村8.8%、地元12.2%
令和5年度分担金	34,240,917円（R4繰越明許26,004,000円含む）他に31,401,000円を次年度へ繰越

財務状況の公表

令和5年度 一般会計収支決算

【収入の部】

単位(円) 【支出の部】

単位(円)

款	決算額	予算額	比較増減	款	決算額	予算額	比較増減
1 土地改良事業収入	457,211,595	457,203,000	8,595	1 土地改良事業費	746,031,160	792,367,000	△ 46,335,840
2 附帯事業収入	71,093,645	71,092,000	1,645	2 一般管理費	113,244,445	122,779,000	△ 9,534,555
3 特定資産運用収入	750	1,000	△ 250	3 負担金	244,230,391	342,303,000	△ 98,072,609
4 補助金等収入	601,742,000	601,744,000	△ 2,000	4 業務受託費	0	1,000	△ 1,000
5 寄付金収入	0	1,000	△ 1,000	5 その他の支出	0	1,000	△ 1,000
6 受託料収入	0	1,000	△ 1,000	6 借入金返済支出	0	2,000	△ 2,000
7 雑収入	426,658	354,000	72,658	7 固定資産取得支出	1,646,000	1,991,000	△ 345,000
8 借入金収入	0	2,000	△ 2,000	8 積立金繰出支出	32,331,000	32,333,000	△ 2,000
9 積立金取崩収入	46,690,000	46,692,000	△ 2,000	9 予備費	0	3,772,000	△ 3,772,000
10 固定資産売却収入	0	1,000	△ 1,000				
11 繰越金	118,458,843	118,458,000	843				
収入合計	1,295,623,491	1,295,549,000	74,491	支出合計	1,137,482,996	1,295,549,000	△ 158,066,004

差引残高 158,140,495円 次年度へ繰越

令和5年度 貸借対照表

単位(円)

I 資産の部				II 負債の部			
科目	当年度	前年度	増減	科目	当年度	前年度	増減
1 流動資産	289,699,001	139,597,194	150,101,807	1 流動負債	131,509,855	20,993,962	110,515,893
(1) 現金及び預金	289,650,350	125,327,805	164,322,545	(1) 未払金	130,869,199	20,993,962	109,875,237
(2) 未収賦課金等	48,651	144,389	△ 95,738	(2) 預り金	640,656	0	640,656
(3) 短期未収金	0	14,125,000	△ 14,125,000				
2 固定資産	532,909,158	551,956,654	△ 19,047,496	2 固定負債	87,537,492	55,206,492	32,331,000
(1) 有形固定資産	104,346,698	109,035,194	△ 4,688,496	(1) 職員退職給与引当金	30,837,492	26,856,492	3,981,000
①山林、宅地及びその従物	86,439,532	86,439,532	0	(2) 国営土地改良施設更新事業引当金	56,700,000	28,350,000	28,350,000
②建物及び附属設備	7,246,319	9,728,978	△ 2,482,659				
③機械及び装置	5,561,811	7,336,682	△ 1,774,871				
④車両運搬具	491,312	1,023,531	△ 532,219				
⑤工具器具等	4,607,724	4,506,471	101,253				
(2) 無形固定資産	1	1	0				
①ソフトウェア	1	1	0				
(3) その他固定資産	428,562,459	442,921,459	△ 14,359,000				
①財政調整積立金	337,504,967	384,194,967	△ 46,690,000				
②職員退職給与積立金	30,837,492	26,856,492	3,981,000				
③国営土地改良施設更新事業積立金	56,700,000	28,350,000	28,350,000				
④出資金	3,520,000	3,520,000	0				
資産合計	822,608,159	691,553,848	131,054,311	負債合計	219,047,347	76,200,454	142,846,893
				III 正味財産の部			
				1 指定正味財産	0	0	0
				2 一般正味財産	603,560,812	615,353,394	△ 11,792,582
				正味財産合計	603,560,812	615,353,394	△ 11,792,582
				負債及び正味財産合計	822,608,159	691,553,848	131,054,311

令和5年度 財産目録

摘要		金額(円)	摘要		金額(円)
資産	流動資産	289,699,001	負債	流動負債	131,509,855
	現金及び預金	289,650,350		未払金	130,869,199
	未収賦課金等	48,651		預り金	640,656
	固定資産	532,909,158		固定負債	87,537,492
	(1) 固定資産	104,346,699		職員退職給与引当金	30,837,492
(2) その他固定資産	428,562,459	国営土地改良施設更新事業引当金	56,700,000		
資産合計	822,608,159	負債合計	219,047,347		
			正味財産合計	603,560,812	

未払金：3月下旬工期の請負工事代金など。

令和5年度 正味財産増減計算書

【一般会計】

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入	1,130,378,910	1,330,661,242	△ 200,282,332
1 土地改良事業収入	457,260,246	457,109,602	150,644
2 附帯事業収入	71,093,645	42,286,043	28,807,602
3 特定資産運用収入	750	750	
4 補助金等収入	601,742,000	829,812,000	△ 228,070,000
5 受託料収入	0	1,000,000	△ 1,000,000
6 雑収入	282,269	452,847	△ 170,578
(2) 経常支出	1,142,171,125	1,291,205,730	△ 149,034,605
1 土地改良事業費	746,031,115	971,795,094	△ 225,763,979
2 一般管理費（減価償却費含む）	119,578,619	105,862,781	13,715,838
3 負担金	244,230,391	180,556,855	63,673,536
4 業務受託費	0	1,000,000	△ 1,000,000
5 その他の支出	32,331,000	31,991,000	340,000
当期経常増減額	△ 11,792,215	39,455,512	△ 51,247,727
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収入	0	0	
(2) 経常外支出	367	7	360
当期経常外増減額	△ 367	△ 7	△ 360
当期一般正味財産増減額	△ 11,792,582	39,455,505	△ 51,248,087
一般正味財産期首残高	615,353,394	575,897,889	39,455,505
一般正味財産期末残高	603,560,812	615,353,394	△ 11,792,582
II 指定正味財産増減の部	0	0	
III 正味財産期末残高	603,560,812	615,353,394	△ 11,792,582

賦課金徴収状況（令和6年11月20日現在）

皆様のご協力により賦課金は令和4年度まではすべて納入されておりますが、令和5年度分の6,517円、令和6年度1期分350,362円が未納となっております。

未収賦課金は納期限の翌日から年14.5%を乗じた延滞金が加算されます。どうか早期完納にご協力くださるようよろしくお願いいたします。



令和6年度 一般会計（第1回）補正予算書

【収入の部】

単位(千円)

款 項 目	科 目	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付 記
1	土地改良事業収入	457,817	457,817		
2	附帯事業収入	42,953	42,953		
3	特定資産運用収入	1	1		
4	補助金等収入	676,565	676,565		
5	寄付金収入	1	1		
6	受託料収入	3,511	3,222	289	
	1 業務受託料収入	3,511	3,222	289	
	1 多面的機能支払事業	3,511	3,222	289	
7	雑収入	182	182		
8	借入金収入	2	2		
9	積立金取崩収入	69,286	86,452	△ 17,166	
	1 財政調整積立金取崩収入	69,284	86,450	△ 17,166	
	1 財政調整積立金	69,284	86,450	△ 17,166	
	2 職員退職給与引当積立金取崩収入	1	1		
	3 出資金取崩収入	1	1		
10	固定資産売却収入	1	1		
11	繰越金	158,140	140,346	17,794	
	1 前年度繰越金	158,140	140,346	17,794	
	1 前年度繰越金	158,140	140,346	17,794	R 5 決算に伴い繰越金増
支 出 合 計		1,408,459	1,407,542	917	

【支出の部】

単位(千円)

款 項 目	科 目	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付 記
1	土地改良事業費	915,299	915,299		
2	一般管理費	123,951	123,323	628	
	1 運営事務費支出	123,951	123,323	628	
	1～14 略	100,750	100,750		
	15 修繕費	2,762	2,134	628	車庫シャッター修理 628,000円
	16～23 略	20,439	20,439		
3	負担金	319,589	319,589		
4	業務受託費	3,511	3,222	289	
	1 業務受託費	3,511	3,222	289	
	1 手当	86	86		
	2 賃金	2,284	2,086	198	
	3 水道光熱費	427	427		
	4 法定福利費	488	397	91	
	5 事務所管理費	166	166		
	6 厚生費	60	60		
5	その他の支出	1	1		
6	借入金返済支出	2	2		
7	固定資産取得支出	3,584	3,584		
8	積立金繰出支出	32,522	32,522		
9	予備費	10,000	10,000		
支 出 合 計		1,408,459	1,407,542	917	

監査報告書（監事の意見書）

監事は、定款第22条の規定により、土地改良区の業務、会計及び事業等全般に互って、中間監査を令和6年1月24日、25日、26日の3日間、また決算監査を令和6年6月18日、19日、20日、21日の4日間を実施したので、その結果を報告します。

本土地改良区の令和5年度の運営は、定款、規約及び諸規程に基づき総代会決議、理事会決定に従っておおむね良好に執行されており、事業の推進消化、会計帳簿類の処理等においても良好に整理され、その内容においても誤りがなかったことを確認しましたので報告致します。

令和6年9月9日

総括監事 龍田 信治 監 事 遠所 進一 監 事 伊藤 秋夫

令和6年度

役員研修報告

1 役員研修日程

令和6年7月23日、24日

2 研修先

- ◆阿蘇土地改良区
- ◆九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所筑後川下流福岡農業水利事業建設所

3 研修者

- ◆役員
今野理事長、小玉副理事長、池田、戸嶋、成田、蓬田各理事、龍田総括監事、遠所、伊藤各監事
- ◆随員
鈴木賦課徴収係長、畠山事業係

4 研修内容

阿蘇土地改良区

概要

当地区は、熊本県の北東部、阿蘇地域の中央部に位置し、阿蘇山を南に望み、周囲を外輪山に囲まれた、標高約五〇〇mの高原盆地であり、阿蘇五岳を中心とする世界最大級のカルデラや

広大な草原を有している。年間降水量二、五〇〇mmを超え、厳冬期には最低気温が零下一五度以下にもなることもあり厳しい条件下にある。

昭和四十五年より阿蘇谷四、一〇〇haの県営阿蘇谷地区大区画ほ場整備事業が着工し、阿蘇の農業も着々と変貌して汎用農地としての利用が出来るようになった。

旧阿蘇町内にあった四つの土地改良区が昭和四十九年十一月に合併し面積約三、二〇〇ha、組合員数二、五〇〇人を有する阿蘇土地改良区としてスタートした。

震災後の対応及び復旧状況について

平成二十八年四月十六日の二回目の地震発生から二日後、事務局集合及び役員連絡をし、四月十九日・二十日に役員集合・対策会議を行った。そして

できることからするという事で、役員が被害状況の調査・把握をし、事務局は材料調達及び取りまとめを行った。この被害状況の調査後、約八割の水稲作付けに影響が出ることが予測されたため、復旧を急いだ。この時期阿蘇では、すでに水稲の播種が終わっており、田植えを待つ段階であった。また、大豆への転換も検討したが、もと

もと湿田が多い地区であることから、転換が懸念される状況であった。行政

などの復旧工事を待っていては田植えをできないので、県・市等の関係機関からの助言や推進協議会との協議を重ね、多面的機能支払交付金の「異常気象後の応急措置」を適用し、調査結果を基に各工区の農家に補修路線の説明をして土地改良区が資材を提供、農家が水路目地詰め、ビニールホース布設等の応急処置をし通水を行った。

この応急処置後に本格復旧工事として、「創造的復興」の取り組みで被災農地を含む広範囲の基盤整備を実施した。その際、低コストや高生産性農業に資する農地の区画拡大を推進し、担い手（地域営農組織など）へ農地集積を行い、農家負担も大幅に軽減された。また、汎用化（排水対策）で、水田+畑（麦、大豆、露地野菜等）での所得アップにもつながった。

対象地区は亀裂や陥没が著しい阿蘇市狩尾のカントリーエレベーター付近と阿蘇市の石の阿蘇西小学校北側の二ヶ所が選定された。

熊本地震から三年目でようやく全部の農地で作付けできる所まで来た。人と人とのつながりの大切さや、多面的機能支払交付金の必要性を感じ、まだまだ完全な復旧復興には至っていないが、役員一丸となって一日も早い復旧を目指していかなければならないということであった。

◆現地視察等について

「創造的復興」として本格復旧工事を行った阿蘇市狩尾のカントリーエレ



ベーター付近を現地視察させて頂いた。ここは平成二十八年度〜平成三十年年度の工期で工事が行われ、農地の大規模亀裂を復旧し、担い手ごとに集約化した農地の区画拡大も行っている。

震災直後の写真と現地を比べると、地震の凄まじさを目の当たりにした。道路は一m近く隆起し田んぼも大きな被害を受けており、農地でも液状化、亀裂や隆起により深刻な被害が出ているが、現地視察した所では作付けをされている。復旧前のような状況でも水路にビニールホースを布設したりとなんとか通水をし営農をしていた。この写真のような状況から復旧となると相当な難儀があり、苦労をしたのだと痛感した。

筑後川下流福岡農業
水利事業建設所

◆事業概要

●受益面積 13,871ha
(水田13,871ha)

●関係市町

福岡県大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潁郡大木町、佐賀県三養基郡みやき町(7市2町)

●総事業費

9,377百万円(令和6年度予算ベース)

当初7,200百万円(H29年度事業着工時)。

●事業工期

平成29年度～令和8年度(予定)

●主要工事

●用水路(改修) 2路線10.7km(管
改修4.5km)、導水路制水工(改
修)1箇所、制水水門(改修)14箇
所、排水路(改修)117.2km、
水管理施設(改修)一式

それぞれの施設の管理者は、用水路(管水路)・筑後導水路制水工は各関係土地改良区。排水路・排水水門は各関係市町となっている。

◆事業の目的及び施設の現状と対策

本地区の基幹的な農業水利施設は、前歴事業に当たる国営筑後川下流土地改良事業により平成二十一年度までに

総事業費九三億円かけ造成されたものである。大規模な用排水系統の再編により、用排水路、排水水門等の基幹的な農業水利施設の整備を行い、淡水取水の合理化、農業用水の安定供給及び排水不良の解消を図るとともに、併せて、関連事業により、末端用排水施設の整備や区画整理を一体的に実施することで、営農の合理化・複合化を促進し、生産性の向上と農業経営の安定を図ることを目的として、昭和五十一年度から平成二十一年度にかけて国営かんがい排水事業として実施された。このうち、用水改良については、平成八年度より筑後大堰地点からの取水を開始し、排水改良については、筑後大堰掛(筑後川下流左岸地区も含まれる)を部分完了する形で平成二十一年度に完成した。しかし、経年的な施設の劣化により、用水路においては管材のひび割れやたわみの進行、排水水門及び排水路においてはコンクリート構造物のひび割れ、鋼構造物の腐食等による性能低下が生じていた。今後、更なる性能低下の進行により、農業用水の安定供給及び排水機能に支障をきたすとともに、維持管理に多大な費用と労力を要することとなる。このため、国営施設機能保全事業において、農業水利施設の機能を保全するための整備を行い、長寿命化による農業用水の安定供給、排水機能の維持及び維持管理の費用と労力の軽減を図り、農業生産性の維持及び農業経営の安定に資するものである。

◆現地視察



排水路末端に設置されているロータリーレーキ式除塵機



●研修を終えて

熊本地震から八年が過ぎたが、山を見ると地滑りの跡が見え、崩落した橋や道路がそのままでの状態で残されている部分もあり地震の凄まじさを物語っていた。阿蘇土地改良区での現地視察場所では、地震発生後の写真と現地を見比べると大分復旧しているように見えるが、まだまだ元に戻ってはいない。地震発生後の迅速な対応や土地改良区役職員及び組合員が応急的に工事を行い、水を流し田植えに間に合わせた。

大潟土地改良区では国営事業「八郎潟地区」や附帯県営事業で用水路をパイプラインにする工事が進んでいる。今回の研修ではパイプライン化後の補修工事について大変参考になった。また、除塵機は排水路末端に付いているものであったが、実際に運用されている除塵機を見て非常に管理しやすい印象を持った。

いつ何時災害が起きるか分からないため、災害時の心構えを日ごろから持ち、もし災害が発生したときは今回研修したことを参考にしていきたい。

第2回理事会案件 令和6年6月12日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 現金及び預金残高と現金預金出納帳残高の照会結果
- 報告案件第5号 国営かんがい排水事業「八郎潟地区」工事完了施設の受領結果
- 報告案件第6号 令和6年度水利施設等保全高度化事業「八郎潟第一」地区の採択結果
- 報告案件第7号 大潟村大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会からの委託事務に係る受託契約締結結果
- 報告案件第8号 令和5年度農業基盤整備促進事業等決算
- 報告案件第9号 令和5年度維持管理費決算
- 報告案件第10号 令和5年度多面的機能支払事業決算並びに令和6年度事業計画及び予算
- 報告案件第11号 令和5年度取水量報告
- 報告案件第12号 水利権の期間更新結果及び令和6年度配水計画変更結果
- 報告案件第13号 令和6年度通水前補修（緊急補修）結果
- 報告案件第14号 補改修工事の検査結果
- 報告案件第15号 令和6年度管理委員並びに水系委員長選出結果
- 報告案件第16号 令和6年度補改修工事の発注結果
- 報告案件第17号 令和6年度嘱託職員及び臨時職員の雇用結果
- 報告案件第18号 土地改良区施設用地の一時使用願い（ソーラースポーツライン駐車場）に対する承諾結果
- 報告案件第19号 大潟漕艇場等の使用計画
- 案 件第1号 令和5年度事業報告
- 案 件第2号 令和5年度一般会計収支決算
- 案 件第3号 令和5年度財産目録
- 案 件第4号 令和6年度補改修要望の取りまとめ
- 案 件第5号 令和6年度定額助成に係る労務及び機械単価
- 案 件第6号 令和6年度農道切下げその他工事の発注
- 案 件第7号 令和6年度余剰水縮減の巡視
- 案 件第8号 令和6年度田んぼダム調整板設置状況調査
- 案 件第9号 令和6年度農地耕作条件改善事業等「大潟耕作10期地区（農業者施工）」に係る契約締結
- 案 件第10号 農地耕作条件改善事業に係る最終要望量調査

令和6年度

理事会報告

第1回理事会案件 令和6年4月1日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 補改修工事の検査結果
- 報告案件第5号 令和5年度維持管理費執行状況
- 報告案件第6号 農地集積に係る意向調査（A1-1、A1-4幹用関連）結果
- 報告案件第7号 秋田県土地連による指導監査結果
- 報告案件第8号 臨時職員採用結果
- 案 件第1号 令和6年度職員給料の定時昇給
- 案 件第2号 令和6年度財政調整積立金の一般会計への繰出運用
- 案 件第3号 令和6年度用水取入機場機器点検作業の発注
- 案 件第4号 令和6年度幹線用水路沿草刈作業の発注
- 案 件第5号 令和6年度特殊機械運行計画
- 案 件第6号 令和6年度通水前補修
- 案 件第7号 令和6年度用水取入機場機器補修
- 案 件第8号 令和6年度幹線用水路沿等の草刈作業（直営）
- 案 件第9号 令和6年度幹線用水路内清掃
- 案 件第10号 令和6年度排水路の補修掘
- 案 件第11号 令和6年度農地周辺部草刈施設管理
- 案 件第12号 令和6年度碎石補修
- 案 件第13号 令和6年度C1-1取水口機場の修繕
- 案 件第14号 令和6年度G23北小用水路末端部水不足対策
- 案 件第15号 令和6年度水管理並びに水使用
- 案 件第16号 建物（事務所）老朽度調査の発注
- 案 件第17号 固定資産の取得
- 案 件第18号 備品購入
- 案 件第19号 電子決裁システム等の導入
- 案 件第20号 公用車等のリース
- 案 件第21号 大潟土地改良区処務細則の一部改正
- 案 件第22号 床版購入
- 案 件第23号 トラクタータイヤ購入
- 案 件第24号 令和6年度農業基盤整備促進事業等に係る土地改良事業団体連合会への業務委託契約
- 案 件第25号 10aほ場の区画拡大と給水方法
- 案 件第26号 令和6年度役員研修

第4回理事会案件 令和6年8月8日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 現金及び預金残高と現金預金出納帳残高の照会結果
- 報告案件第5号 国営八郎潟土地改良事業に係る令和6年度工事施行協議結果
- 報告案件第6号 国営八郎潟土地改良事業に係る令和6年度工事実施計画等（管理委託財産）
- 報告案件第7号 土地改良区施設用地の一時使用願いに対する許可結果
- 報告案件第8号 令和6年度水利施設整備事業「大潟水利4期地区」に係る採択結果
- 報告案件第9号 令和5年度着工農業水路等長寿命化事業「大潟長寿地区」に係る採択結果
- 報告案件第10号 令和6年度幹線用水路、小用水路、農道関係の補改修要望に係る管理委員会からの答申
- 報告案件第11号 中央幹線排水路の他目的使用協議に対する回答結果
- 案件第1号 令和5年度決算監査結果に対する回答
- 案件第2号 令和6年度一般会計（第1回）補正予算
- 案件第3号 第125回臨時総代会の開催日時と提出議案
- 案件第4号 50a未満は場の区画拡大に係る同意書の徴集
- 案件第5号 IL型フリュームの購入
- 案件第6号 土地改良区施設用地に係る他目的使用（植栽、工作物）の更新
- 案件第7号 国営事業に係るA1-3幹線用水路ルート変更の検討
- 案件第8号 土地改良区施設用地の一時使用願いに対する許可

第5回理事会案件 令和6年9月11日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 現金及び預金残高と現金預金出納帳残高の照会結果
- 報告案件第5号 令和6年度補改修工事の検査結果
- 報告案件第6号 令和6年度役員研修結果
- 案件第1号 大潟土地改良区就業規則の一部改正



- 案件第11号 令和6年度農業水路等長寿命化事業「大潟長寿地区」に係る土地改良事業団体連合会への業務委託
- 案件第12号 県営事業に伴う50a未満区画の区画拡大に係る説明会
- 案件第13号 令和6年度役員研修

第3回理事会案件 令和6年7月12日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 現金及び預金残高と現金預金出納帳残高の照会結果
- 報告案件第5号 固定資産等現状調査結果
- 報告案件第6号 土地原簿記載事項の調査結果
- 報告案件第7号 令和6年度補改修工事の発注結果
- 報告案件第8号 国営かんがい排水事業「八郎潟地区」で造成された除塵機の受領結果並びに追加整備要望
- 報告案件第9号 令和3年度着工農地耕作条件改善事業等「大潟耕作7期地区」に係る令和6年度採択結果
- 報告案件第10号 令和6年度農地耕作条件改善事業等「大潟耕作10期地区」に係る採択結果
- 報告案件第11号 令和6年度水質調査（4月・5月）結果
- 報告案件第12号 令和6年度補改修要望の取りまとめ結果
- 案件第1号 大潟土地改良区規約の一部改正
- 案件第2号 大潟土地改良区会計細則の一部改正
- 案件第3号 令和6年度第1回管理委員会開催並びに諮問事項
- 案件第4号 令和6年度G1-1幹線用水路沿い道路路肩補修
- 案件第5号 C22ほ場付近からの熊目撃情報による対応
- 案件第6号 令和5年度決算監査報告書
- 追加案件第7号 土地改良区施設用地の他目的使用申請に対する許可

- 案 件第4号 令和6年度幹線用水路漏水補修
- 案 件第5号 令和6年度金物その他補修
- 案 件第6号 令和6年度幹線用水路末端放水部補修
- 案 件第7号 令和6年度産業廃棄物処分
- 案 件第8号 令和6年度LD-B1-2沿ステップ整備
- 案 件第9号 令和6年度小排水路横断農道橋改修
- 案 件第10号 令和6年度施設用地整備
- 案 件第11号 水管理人申込み
- 案 件第12号 事務所老朽度調査結果及び考え方
- 案 件第13号 入札不調の対応
- 案 件第14号 土地改良区施設用地の一時使用許可

第7回理事会案件 令和6年11月7日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 現金及び預金残高と現金預金出納帳残高の照会結果
- 報告案件第5号 農業基盤整備促進事業等負担金の賦課額調定結果
- 報告案件第6号 八郎潟基幹施設関係の事業費
- 報告案件第7号 入札不調工事の対応結果
- 案 件第1号 貸金口座振込方法の変更
- 案 件第2号 令和6年度第2回管理委員会開催並びに諮問事項
- 案 件第3号 農地耕作条件改善事業に係る長期要望量調査結果と事業完了に向けた検討
- 案 件第4号 50a未満ほ場の区画拡大工事の説明会
- 案 件第5号 令和6年度定額助成（排水路更新）その1工事の再発注
- 案 件第6号 令和6年度取水口施設周辺部の整備
- 案 件第7号 令和6年度用水路その他小補修
- 案 件第8号 令和6年度すべり補修
- 案 件第9号 令和7年度労務及び機械単価の検討

- 案 件第2号 大潟土地改良区嘱託就業規則の一部改正
- 案 件第3号 大潟土地改良区臨時職員就業規則の一部改正
- 案 件第4号 令和6年度補改修要望に係る理事会検討事項
- 案 件第5号 国営事業に伴う幹線用水路下横断管の補修
- 案 件第6号 令和6年度定額助成（区画拡大・暗渠排水）工事の発注
- 案 件第7号 令和6年度定額助成（排水路更新）工事の発注
- 案 件第8号 令和6年度小用水路改修（パイプライン）その他工事の発注
- 案 件第9号 令和6年度排水路横断管改修工事の発注
- 案 件第10号 令和6年度小用水路布設替その他工事の発注
- 案 件第11号 車庫シャッター修理
- 案 件第12号 職員の免許取得

第6回理事会案件 令和6年10月9日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 現金及び預金残高と現金預金出納帳残高の照会結果
- 報告案件第4号 令和6年度補改修工事の検査結果
- 報告案件第5号 令和6年度補改修工事の発注結果
- 報告案件第6号 令和5・6年度指名願いの受付（追加）結果
- 報告案件第7号 農地耕作条件改善事業に係る令和7年度要望量調査結果
- 報告案件第8号 令和6年度余剰水巡視結果
- 報告案件第9号 令和6年度田んぼダム調整板設置状況調査結果
- 案 件第1号 土地改良施設用地に係る他目的使用（植栽・工作物）の契約
- 案 件第2号 令和6年度第62回東北六県国営土地改良事業団体職員事務研修会の開催
- 案 件第3号 令和6年度B2取水口呑口部H鋼補修

水 管 理 人 募 集

用水管理を担っていただいている水管理人に欠員が生じたので、来年度の水管理人を次により募集します。

募集人数 若干名

雇用期間 令和7年4月中旬～
令和7年9月20日(予定)

就業時間 午前8時～午後5時まで

業務内容 農業用水の管理及び草刈、
用水路の管理

受付期間 令和6年12月30日まで

※詳細は事業課(45-2523)まで
お問い合わせ下さい。

土地改良施設用地へ ゴミやもみ殻を

捨てないで!!

土地改良区では毎年のように不法投棄されたゴミを処理しています。

ゴミの不法投棄が多い場所に「看板を製作し設置」していますが、残念ながら、さまざまな場所でゴミやもみ殻が不法に捨てられています。

不法投棄には「警察に通報」し厳しく対応をしております。

景観と自然を守るため不法投棄を見たら直ぐ警察または土地改良区(電話0185-45-2118)へご一報下さい。



手続きのお願い

組合員の資格等に変更があった場合、届出が必要です。
(組合員資格得喪通知書の届出)

◆農地の移動(売買、賃貸借、交換等)があった場合

◆生前一括贈与又は死亡により名義変更した場合

※死亡により名義変更をされた方で、その後、相続(所有者)が別の方に変更となった場合は、再度届出が必要です。

◆農業者年金等により経営移譲した場合

※親から子へ名義変更をされた方で、その後、親の死亡等により子が所有者となった場合は、再度届出が必要です。

◆住所が変わった場合

◆名義が変わった場合

資格を取得し又は喪失した場合は
農業委員会の許可を経て速やかに
土地改良区に届出して下さい。



国営農業水利事業東北協議会職員研修会を開催

東北六県の55土地改良区（連合等含む）と東北農政局の関係課長等で組織される国営農業水利事業東北協議会は、毎年職員研修会を各地で開催しておりますが、今年度は大潟土地改良区が当番県代表となり、令和6年10月30日に100名以上の関係者が参加しANAクラウンプラザホテル秋田において開催しました。



あいさつ、来賓祝辞

- 会長あいさつ
国営農業水利事業東北協議会 及川会長
- 当番県理事長あいさつ
大潟土地改良区 今野理事長
- 来賓祝辞
東北農政局農村振興部土地改良管理課 岩淵課長
秋田県農林水産部 大山次長
秋田県土地改良事業団体連合会 高員会長



研修会

- 講演
「最近の土地改良事業をめぐる情勢について」
東北農政局農村振興部土地改良管理課長 岩淵 徹氏
「ロックンロールマシン」
タレント：バリトン伊藤氏



意見交換会

- 来賓祝辞
全国水土里ネット会長会議顧問・財務大臣政務官・参議院議員 進藤金日子氏
- 歓迎のあいさつ
大潟村 高橋村長



現地研修会 10/31

- F2取水口、大潟村干拓博物館 他

事業の進捗等について

令和6年度の工事・業務について

国営八郎潟地区では、大潟村の農地への農業用水の安定供給、湛水被害の防止及び維持管理の軽減を図り、併せて水資保全機能の増進に資する農業水利施設を整備するため、老朽化した取入口、用水路及び排水路の改修を実施しています。

今年度は、昨年度から引き続きA1-4幹線用水路及びF2幹線用水路を改修するとともに、C1-3幹線用水路の改修に着手しております。

また、来年度以降の工事のため、A1-2幹線用水路の実施設計を行っているほか、生態系モニタリング調査、水質モニタリング調査を行っています。工事車両の通行、調査・測量作業での立ち入り等でご迷惑をおかけしますが、引き続きご協力をお願いいたします。

◆A1-4幹線用水路

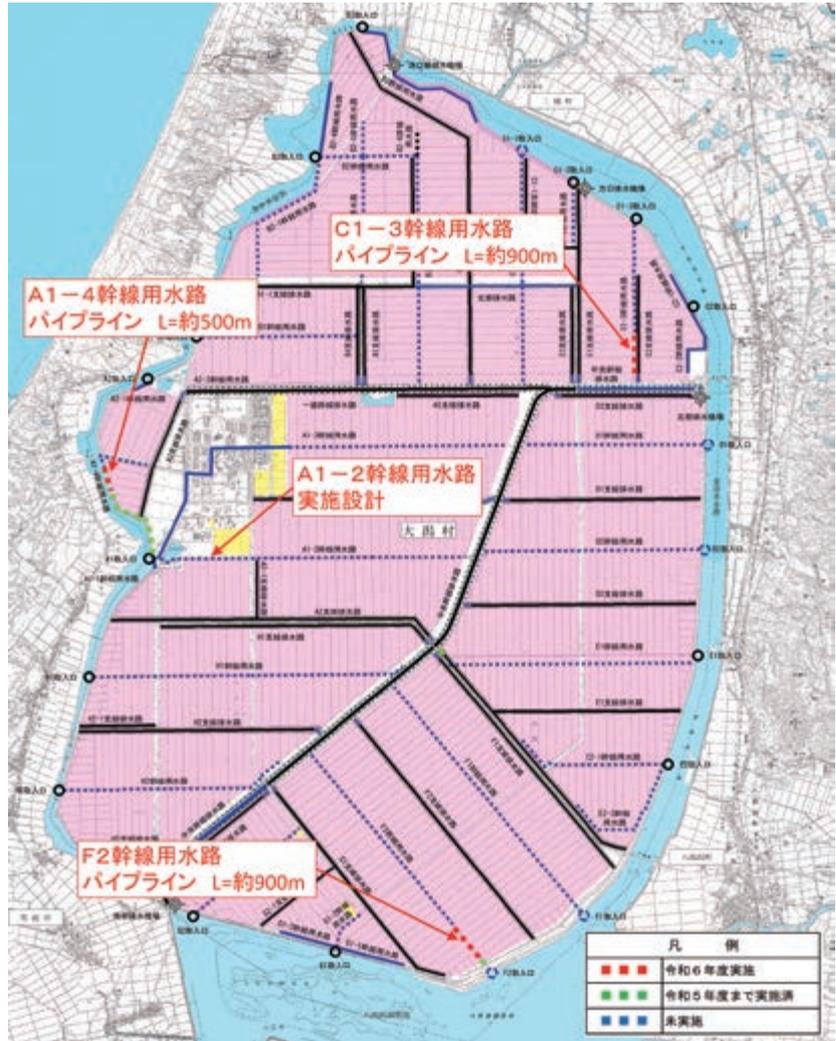
前年度工事の終点から約500mをパイプライン（FRPM管 口径700～800mm）に更新する工事を実施しております。

◆F2幹線用水路

前年度工事の終点から約900mをパイプライン（FRPM管 口径1500mm）に更新する工事を実施しております。

◆C1-3幹線用水路

漏水が発生している末端約900mをパイプライン（FRPM管 口径600～800mm）に更新する工事を実施しております。



令和6年度工事実施状況写真（11月撮影）



A1-4幹線用水路施工状況



F2幹線用水路施工状況



C1-3幹線用水路施工状況

【東北農政局八郎潟農業水利事業所作成】

当土地改良区元理事長 佐々木諭氏が去る五月二十四日逝去いたしました。
佐々木氏は、昭和四十八年八月から初代理事長に就任し、土地改良区の組織運営並びに土地改良事業の推進にご尽力されました。
謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

元理事長 佐々木諭氏逝去

賦課金の領収書送付停止について

賦課金を口座振替で納付された組合員の皆様には毎年1月に領収書を送付していましたが、令和6年度より領収書の送付を行わないこととなりました。なお、事情により領収書が必要な場合は大潟土地改良区総務課までお問い合わせ下さい。

直通電話について

事業課、多面的機能支払・定額助成担当にも直通電話がありますのでご利用ください。(担当者へ用件がスムーズに伝わります)

	電話番号	業務内容
事業課	45-2523	<ul style="list-style-type: none"> • 用水路、農道、排水路などの土地改良施設に関すること • 通水及び排水に関すること • 補改修要望に関すること • 用水路布設替などの工事に関すること など
多面的支払担当	22-4550	<ul style="list-style-type: none"> • 共同活動(農道路肩の草刈り・農道砕石補修)に関すること • 活動状況撮影用のデジカメ貸し出しに関すること • 防風林の草刈りに関すること • 支払証明書に関すること など
定額助成担当	47-7800	<ul style="list-style-type: none"> • 暗渠排水、区画拡大に関すること など
総務課	45-2118	上記以外の業務全般

土地改良施設内での野焼き(もみ殻焼き)禁止!! 経費は原因者に請求します

土地改良施設である支線排水路付近での野焼き(もみ殻焼き)は、埋設管(放水管)に火が燃え移ることにより、管上の農道等の陥没を引き起こすなど重大な事故へ繋がる危険な行為です。

前号でも掲載しましたが、理事会における検討の結果、令和4年度以降は、「復旧工事に要する経費(1カ所約30万円)は原因者に請求」することとなりましたので、土地改良施設内での野焼き(もみ殻焼き)は絶対に行わないでください!!

また、野焼きを見かけたら消防、警察及び土地改良区へご一報ください。



野焼きにより焼失した埋設管

LINE公式アカウントを開設しました

「大雨が見込まれるため通水を停止する可能性があります」

「秋田県(八郎潟基幹施設管理事務所)からの要請により通水を停止します」

「通水再開は〇日〇時ころの見込です」 「要望がある路線から通水を再開します」

登録された方にこのような内容でメッセージを送信する予定です。QRコードを読み取り登録をお願いします。

なお、昨年度まで行っていたメールでの連絡は中止しております。



@646uzyom

